

2014年(平成26年)4月24日 木曜日

Q 従業員ではない個人に仕事を依頼したいと考えています。しかし、労働契約上の使用者になるつもりはありません。契約締結や業務遂行に当たって注意することはありますか。

### 個人との業務委託契約

A 契約の相手が自判断基準は①仕事の依頼、業務の指示に對し、業務の自由の有無②業務内容や遂行方法に對する具体的な指揮命令の有無③勤務場所、有給休暇の付与、解雇時間についての指定・制限、社会保険の加入などの義務が生じます。そのため従業員かどうかの判断基準が問題となります。具体的な



の代替性(補助者や他の者による業務提供)が許されるかどうか⑤報酬が業務の対価と認められているかどうか④業務提供の考慮して、使用者と労働者との間に使用従属関係が認められるかどうかで判断されます。雇用契約ではなく、

## 指揮命令あれば従業員に

個人に業務を委託するしない。際は、契約書を作成するのほが当然ですが、次留意点としては次のような条件を満たすような点が挙げられまよつに注意してください。

- ①契約書で業務内容、業務の自由を認めやす
- ②勤務場所や勤務時間、業務遂行に当たっ
- ③業務遂行上の損害
- ④報酬を出来高制や

(弁護士 松田健太郎)